

などの資産を譲渡した人で、譲渡による所得が一定額以上ある人

## 《所得税の確定申告をすれば税金(所得税)が戻る人》

次のような人で、源泉徴収された税金などが納め過ぎになつている人は、還付を受けるための申告をすることができます(以下の項目はあくまでも例示であり、このほかにも必要な場合があります。)

▼多額の医療費を支払った人や公的団体など(別途定めあり)に寄附を行った人

▼住宅ローンなど(償還期間が10年以上など)を利用してマイホームを取得した人や増改築を行った人

▼年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けていない人

平成17年分の所得税の納付は、3月15日(水)までにお願いたします。

また、所得税では、振替納税をすると、4月20日(木)に口座引き落としとなり、資金の準備に余裕ができます。

## 税制改正等による主な変更点

平成17年度(平成17年)所得税、平成18年度個人市県民税の税制改正等による主な変更点は、次のとおりです。

▼公的年金等控除の改正

昭和16年1月1日以前に生まれた人の公的年金等の控除額が減額になりました。

▼老年者控除の廃止

昭和16年1月1日以前に生まれた人の老年者控除が廃止になり、所得税で50万円、市県民税で48万円の控除がなくなりました。

## 国民年金等の掛け金について

国民年金等の保険料(掛け金)については、社会保険料控除の対象となりますが、平成17年分所得税及び平成18年度個人市県民税から、申告の際に、この保険料の控除証明書(昨年の11月頃に社会保険庁から個人宛に送付されています。)又は領収書を添付又は提示しなければならなくなりました。

## 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告

個人で事業をしている人で、消費税の申告をしなければならぬのは次のような場合です。

▼平成15年分の課税売上高が一千万円を超える場合

▼「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合

消費税及び地方消費税の申告と納税は、同時に1枚の申告書と納付書によって、納税地の所轄税務署長に対して行います。

消費税及び地方消費税の申告期限と納期限は、3月31日(金)までです。申告書の提出にあたっては、付表の添付もお忘れなく。

また、振替納税を利用すると、4月27日(木)に口座引き落としとなり、資金の準備に余裕ができます。

詳しくは、和田山税務署へお問い合わせ下さい。

## 個人市県民税の申告

朝来市で個人市県民税の申告の必要な人は、平成18年1月1日現在で朝来市に住所のある人です。平成17年中の収

入・所得などについて申告して下さい。

申告書は、2月上旬に各世帯ごとに郵送しますが、20歳以下の人、給与所得だけの人又は青色申告をする人などは、申告書を送らない場合があります。

申告書の提出期限は、3月15日(水)です。朝来市税務課又は最寄の支所市民課に提出するか郵送して下さい。

なお、所得税の確定申告をする人は市県民税の申告をする必要はありませんが、農業のある人や確定申告した内容以外に所得のある人は確定申告していても市県民税の申告をして下さい。

また、申告をしなければならぬ人が申告をしない場合は、所得証明書の発行ができないほか、国民健康保険税の軽減措置ができなくなります。詳しくは、朝来市税務課にお問い合わせ下さい。

## 農業所得は収支計算で

農業所得(米・野菜等の生産に伴う所得など)の申告は、収支計算が必要です。領収書や通帳等をもとに、平成17年中に得た収入や費やした必要経費を把握し、帳簿にまとめ、収

支内訳書を作成して、申告して下さい。

なお、今回は「農業所得標準」による計算はできませんが、平成18年度産米に関する来年の申告からは、この方法ではできなくなりますので、農業関係の伝票や領収書などは、平成18年1月からの分を大切に保管し、これらをもとに収支計算することになります。

## 市税を振替納税で

振替納税は、一度手続をすれば、あとは納期限に自動的に指定の口座から納税される便利なシステムです。

手続は、市役所や支所のほか、市内の金融機関又は郵便局などでできます。

詳しくは、朝来市役所で確認して下さい。

### ■問い合わせ

●和田山税務署

電話 672・3171

●朝来市税務課

電話 672・6119